

船舶安全管理システム規則

規則

2013年 第1回 一部改正

2013年 1月 1日 規則 第7号

2012年 12月 25日 理事会 承認

2013年 1月 1日 国土交通大臣 認可

2013年1月1日 規則 第7号
船舶安全管理システム規則の一部を改正する規則

「船舶安全管理システム規則」の一部を次のように改正する。

2章 安全管理システムの登録

2.3 証書

2.3.2 DOC及びSMC

-4.として次の1項を加える。

-4. 更新審査がSMCの有効期間内に終了した場合で、かつSMCの満了日までに新SMCを発行できない場合、5箇月を超えない範囲でSMCの有効期間を延長することがある。

附 則

1. この規則は、2013年1月1日から施行する。